

第 2 3 号 議 案

東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 1 3 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、保険料率を改定するため提出します。

東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都台東区国民健康保険条例（昭和34年11月台東区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の6.86」を「100分の7.47」に改め、同条第2号中「3万5,400円」を「3万8,400円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.02」を「100分の1.96」に改め、同条第2号中「1万800円」を「1万1,100円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.49」を「100分の1.55」に改め、同条第2号中「1万4,700円」を「1万5,600円」に改める。

第19条の2第1号イ中「2万4,780円」を「2万6,880円」に改め、同号ロ中「7,560円」を「7,770円」に改め、同号ハ中「1万290円」を「1万920円」に改め、同条第2号イ中「1万7,700円」を「1万9,200円」に改め、同号ロ中「5,400円」を「5,550円」に改め、同号ハ中「7,350円」を「7,800円」に改め、同条第3号イ中「7,080円」を「7,680円」に改め、同号ロ中「2,160円」を「2,220円」に改め、同号ハ中「2,940円」を「3,120円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東京都台東区国民健康保険条例の規定は、平成29年度分からの保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。